## ゴールドカード クラシックカード 保険サービス

ご利用の手引き

<コーポレートカード用>





✓ SMBC 三井住友カード株式会社

・当該カード利用の有無に関わらず自動付帯となります。

碧	傷	害	疾病		
保頂 目	死亡・後遺障害	治療費用	治療費用		
保険金額(注1)	最高 5,000 万円	300 万円 (1 事故の限度額)	300 万円 (1 疾病の限度額)		
保険金をお支払いする主な場合	●被保険者が旅行期間(注 2)中に偶然な事故により 身体にケガを負い、その ケガが直接の原因で、 ●事故の発生の日からその 日を含めて180日以内に ①死亡された場合 ②後遺障害が生じた場合	● 被保険者が旅行期間(注 2)中に偶然な事故により 身体にケガを負い、その ケガが直接の原因で、 ● 医師の治療を受けられた 場合	・破保険者が旅行期間(注 2)中事をは旅行期間発病 した疾病が調整が り後4年時間減以内に原時 が行期間発す。 した疾病が順変了後48時師の 治療を別生産とは 一年を 一年を 一年を 一年を 一年を 一年を 一年を 一年を 一年を 一年を		
お支払いする保険金	①死亡された場合… 被保険者の法定相続人に 5,000万円 ★死亡保険金受取人指定 はできません。 ②後遺障害が生じた場合… 後遺障害の程度に応じて 3%~100%	使用料  高検査費、手術室費、職業者  入院費入、院できないやむ 等で医師の治療を受けた。  治療のために必要となった。  病院までの緊急移送費  入院により必要なりをのから、 、国際電話料等通信費  入院に必要な身の回り行行 に復帰または直接帰国をサイナが、 ・ただし私反を受けた金額 は控除されます。	剤費、治療材料費、医療器具 調整師費 を得ない事情により、ホテル 3合の客室料 通配配入費用 の費用(20万円限度)		

当該カードご加入日(カード発行日)の翌日以降に日本を出発される旅行が保険の対象となり ます。 携行品損害

救援者費用

賠償責任

#### (1旅行中かつ (1 事故の限度額) (1年間(注4)の限度額) 1年間(注4)の限度額) 旅行期間(注2)中に偶然 旅行期間(注2)中に携行す 旅行期間中(注2)に救援 対象者が、 な事故により、被保険者が る身の回り品(被保険者の 他人の身体または財物に 所有するもの)が盗難・破 死亡した場合 損害を与え、法律上の賠償 捐・火災等の偶然な事故に ケガによる事故後180 責任を負った場合 より損害を受けた場合 日以内の死亡 「携行する」とは、携えて 持っている状態、または 他人の財物を使用・管理 疾病による死亡 中に与えた損害は除きま 発病した疾病により旅 す。ただし、次のものはお 被保険者が常時監視で 行期間終了後30日以 支払いの対象となります。 きる状態をいいます。 内の死亡 宿泊施設の客室、客室内の 携行品とは、被保険者が ケガまたは発病した疾 病により、7日間以上継 動産、セイフティボックス 所有かつ携行する身の回 のキーおよびルームキー り品をいいますが、現金 続入院した場合 居住施設内の部屋およ 小切手、株券、手形、預金 山岳漕難, 搭乗機·船舶 び部屋内の動産(建物ま 証書、免許証、クレジット が行方不明・漕難した場 カード、入歯、コンタクトレンズ、帳簿、図面、各種 たは戸室全体を賃借して いる場合は除きます。) 偶然な事故により生死 レンタル業者から直接借 書類、動植物、自動車、 が確認できない場合、ま り入れた旅行用品または オートバイ、船、居住施設 たは緊急な捜索救助を 内にあるもの、別送品は 生活用品 要する状態を警察等が 含みません。また危険な 確認した場合 スポーツを行っている間 のそれらの用具の損害に ついては保険金は支払わ れません。 法律上支払うべき損害賠 1回の事故ごとに損害額のう 救援対象者および親族の 方が支出した次の費用のう 償金 53,000円(免責金額)をご 求償権の行使や損害防止 自身で負担していただきます。 ち社会通念上妥当と認め 軽減のために必要・有益な 損害額とは、購入額から減価償 られる金額 費用 却した時価額(修理可能な物 ●現地に赴く航空運賃等交 は時価を限度として修理費)を 诵曹(救援者3名分限度) 被害者の応急手当等の緊 指します。ただし1個1組1対 現地でのホテル等客室料 急措置費用 つき10万円を限度とします。 (救援者3名分限度かつ 書面による保険会社の同意 を得て支出した訴訟費用 航空券等の指字額は、事故後 1名につき14日間限度) 示談の相手方および賠 に元の券と同等の範囲内で再 現地からの救援対象者 購入した費用とし、1事故につ 償金額の決定には、事前 の移送費用 に保険会社の承認が必 き5万円を限度とします。 救援対象者の死亡によ 旅券の損害額は、再発給また 要です。 る現地での遺体処理費 保険会社には示談代行 は渡航書発給に要した手数 用(100万円限度) 料・最寄り在外公館へ赴く交 通費・発給地におけるホテル の義務はありません。 救援者渡航手続費およ び現地での諸雑費(20 客室料とし、1事故につき5万 万円限度)

注3) ●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)に 現定する次のいずれかの感染症(★10)→規感染症②二類感染症②三類感染症②回類感染症 ●類口虫(がって うちゅう)・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定 義等)第8項に規定する指定感染症(★2)

円を限度とします。

- (★1)被保険者が治療を開始上昨時点において規定する感染症をいいます。 (★2)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条(指定感染症に対するこの法律の準用)第1項
- します
- ※死亡保険金の受取人は被保険者の法定相続人になります。受取人の指定はできません。
  ※当該保険は自動事運転に関する賠償等決して持帯しておりません。
  海外でレンタカー等を利用する場合、現地で自動事保険へのご加入を推奨します。
- 上記内容は概要を説明したもので、実際の保険金お支払いの可否は、普通保険約款および特約等に基づきます。

捜索救助費用

事前に旅費等を当該カードでクレジット決済いただくことが前提となります。

碧	傷	害	疾 病
墳目	死亡・後遺障害	治療費用	治療費用
保険金額	最高 2,000 万円	50万円 (1事故の限度額)	<b>50 万円</b> (1 疾病の限度額)
保険金をお支払いする主な場合	●被保険者が旅行期間は シ)中に偏然な事故によわ 身体にケガを負い、その ケガが直接の原因で、 ● 事故の発生の日からその 日を含めて180日以内に ①死亡された場合 ②後遭障害が生じた場合	●被保険者が旅行期間(注 2)中に偶然な事故によ り身体にケガを食い、その ケガが直接の原因で、 ● 医師の治療を受けられた 場合	被保険者が旅行期間間経 了後48時間以内に発病 上た疾病が直接の原因で 旅行期間を発生の場合 上た疾病が直接の原因で 旅行期間を影響を 近近に 近近に 近近に 近近に 近近に 近近に 近近に 近近に 近近に 近近
お支払いする保険金	①死亡された場合… 被保険者の法定相続人に 2.000万円 ★死亡代を受取人指定 はできません。 ②後連障害が生じた場合… 後連障害の程度に応じて 3%~100%	使用料	前費、治療材料費、医療器具 請護師費 を得ない事情により、ホテル 場合の客室料 通訳雇入費用 の費用(20万円限度)

本を出発してから3ヶ月報の千歳 [と時までの歌が回りか] (日本からの出職)、企業な運動に関いています。 (日本からの出職)、企業な運動に関いています。 (日本からの出職)、企業な運動に関いています。 (日本からの出職)、(日本の主)、(日本の主)、(日本の主)、(日本をほじめて当かり、(日本の主)、(日本をほじめて当該カードでクレジット決済いたにないこから3ヶ月後の千後 | 22時までの終行期間| ● ①3とも会員権格が南かてる期間中に当場かードでクレジット決済により目を支払った場合に関います。 ● ①3とは重複して適用されません。 ※公共交通乗用はとは一一日本間内においては、航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法に基づき、それぞれの事業を行う機能によって運行される航空機、電車、船舶、バス、タウシー等を、海外においては、これに単しる乗用 事業を行う機能によって運行される航空機、電車、船舶、バス、タウシー等を、海外においては、これに単しる乗用 乗送しためる場合、当国域所でのより、乗用を示る者が見かります。

実をいるように当然のこのに必然するものに敵シネッジ。 等集単位に関係行とは……解行会社が、脈行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受 けることができる運送又は宿泊のサービス内留地がに脈行者が脈行会社に支払うべき脈行代金の顔を定めた脈行に 関する計画を作成し、これにより実施する脈行、脈行業光源12条の3の規定に届る、従事紙行業的効果と定金 開発する計画を作成し、これにより実施する脈行、脈行業光源12条の3の規定に届る、従事紙行業的効果が必須

当該カードご加入日(カード発行日)の翌日以降に日本を出発される旅行が保険の対象となり ます。

**- 14 本本中** 

时/学事/

賠償責任	携行品損害	救援者費用
2,000 万円 (1事故の限度額)	15万円 (1旅行中かつ 1年間(注4)の限度額)	100万円 (1年間(注4)の限度額)
● 旅行期間は、注2)中に風然が ボ事故により、被保財物に 関大の様々または上の ・他人の身体。または上の ・他人の身体。または上の ・他人の見ない。 ・他人の別がか損害したが ・のは、のが ・のは、 ・のは	●旅行期間(注2)中に携行する あ身の回り品と放保護事品 が高速事品 が高速事品 が高速事品 が高速事品 ・一月の一月の一月の一月の一月の一月の一月の一月の一月の一月の一月の一月の一月の一	● 旅舎者に押した場合 かん は 180 日 別
●法律上支払うべき損害筋止 價金の行使や損害防止 軽減のために必要・有益な 費用 ● 被害者の応急手当等の緊 急措置直による保険会社の同意 を得て支払に訴訟費用 ● 電面によび保険会社の承認が 信金数の相手方および賠 信金数の相手方および 信金数に表している。 保険会社には示談代行 の義務はありません。	●1回の事故ごとに損害側のうち3,000円(免責金額)をこりち3,000円(免責金額)をご自身で負担にいただきます。 ●指電銀ビは環入場が一端値可能な物は特価を限度とは「修理型)対した時価を限度として修理型)対したも10万円を限度とします。 ・第空等等の関等の範囲内でに 第人した事程度とします。 ・一部を発展とします。 ・一部を発展とします。 ・一部を発展とします。 ・一部を発展とします。 ・一部を発展とします。 ・一部を発展とします。 ・一部を対しまます。 ・一部を対します。 ・一部をするをするをするをするをするをするをするをするをするをするをするをするをするを	●教授対象者および親族の 方が安出した次の費用のう 方社会通念上妥当と認められる金額 現地に赴く新空産資際度り 現地であるが表現を 現地である。 現地である。 現地である。 現地である。 現地からの教授財力。 現地からの教授財政。 現地からの教授対象者の一般によ費用 の移送対象者の適体処理。 の移送対象者を可慮体の でしたよ 間100万円限度り 。 致現地を可慮体型の話す で現地での諸権費(20万円限度) ・ 致現地を可能費される。 で現地での諸権費(20万円限度) ・ 後来なり、

行契約の部第2条第1項に規定するもの)をいいます。詳しくは終行代理店にご確認ください。
注3)●需染痕の予防20世級に対する底層に関する法律(平成10世末接第114号)第6条(定義等)に 規定する次のいずけかの選択値(十1)・「無限系統定・選邦経統第2三機能を配名を経験を係る 規定する次のいずけかの選択値(十1)・「無限系統定・選邦経統第2三機能を配名の関係技能・●知口性がっ (元書等)第4周に規定する指定形態を(十2)、ドザラる底限に関う法律(平成10年法律第114号)第6条 (★2) 被保険部が通客機助した時点において規定する感染症でしいます。 (★2) 機保能の予防及び暗染症の患者に対する危寒症に関する法律等)条(指定原染症に対するこの法律の準用)第1 現の規定に基づき・関係法律、工機等発産を指しまの発生に対するため策之目の関の規定を単することが致う で定められている場合に関うます。

します。

※死亡保険金の受取人は被保険者の法定相続人になります。受取人の指定はできません。 ※当該保険は自動車運転に関する賠償事故等の賠償保険は付帯しておりません。 海外でレンタカー等を利用する場合、現地で自動車保険へのご加入を推奨します。

・事前に旅費等を当該クレジットカードで払い込んでいただくことが前提となります。

公共交通乗用具 搭乗中 傷害事故

宿泊火災 傷害事故 募集型企画旅行 参加中 傷害事故

死亡・後遺障害保険金額

保険金

をおれ

支払いする主な場

する保険

最高5,000万円 入院保険金日額(フランチャイズ 7 日(注2)) 5,000 円 通院保険金日額(フランチャイズ 7 日(注2)) 2.000円

手術保険金

最高20万円

被保険者が当該クレジット カードにより公共交通乗用 具搭乗券を予め購入し、公 共交通乗用具(注3)に乗客 として搭乗中の急激かつ偶 然な外来の事故によるケガ が原因で

①事故の発生の日から 180 日以内に死亡され た場合

②事故の発生の日から 180 日以内に後遺障害 が生じた場合

③医師の指示に基づき入院 された場合 ④ケガの治療のために入院

し所定の手術を受けた場

⑤通院により医師の治療を 受けた場合

被保険者が当該クレジット カードにより予め宿泊料金 を払い込んだ宿泊施設に宿 泊中に火災・破裂・爆発に よって被ったケガが原因で ①事故の発生の日から 180 日以内に死亡され

た場合 ②事故の発生の日から 180 日以内に後遺障害 が生じた場合

③医師の指示に基づき入院 された場合 ④ケガの治療のために入院

し所定の手術を受けた場 ⑤通院により医師の治療を 受けた場合

被保険者が当該クレジット カードにより宿泊を伴う募 集型企画旅行(注4)の料 金を予め支払い、宿泊を伴 う募集型企画旅行参加中の 急激かつ個然な外来の事故 によるケガが原因で

①事故の発生の日から 180 日以内に死亡され た場合

②事故の発生の日から 180 日以内に後遺障害 が生じた場合

③医師の指示に基づき入院 された場合

④ケガの治療のために入院 し所定の手術を受けた場 ⑤通院により医師の治療を

受けた場合

①死亡された場合…被保険者の法定相続人に 5,000万円 ★死亡保険金受取人指定はできません。

②後遺障害が生じた場合…後遺障害の程度に応じて3%~100%

③[入院保険金日額×入院日数] (ただし、事故の発生の日から 180 日以内の入院でか つ 180 日が支払の限度)

④手術の種類に応じて[所定の倍率(10倍、20倍、40倍)×入院保険金日額](ただし、 手術を受けた場合で、1回の事故につき1回の手術に限る)

⑤[通院保険金日額×通院日数] (ただし、事故の発生の日から 180 日以内の通院でか つ 90 日が支払の限度)

注 1)他のクレジットカード付帯の備害保険にご加入の場合は、死亡・後遺障害、入院、遺院の保険金額・保険金日銀 は合賞されず、いずれか高い方がお支払制度となります。 ※ Visaカートとマイターカートを関する特別である場合、日本保険金額は1枚分となります。 注2)事故の発生の目的は、入版・遺跡の外間にある場合、1日から保険金が支払されます。 注2)事故の発生の目かは、入版・遺跡の外間にある場合、1日から保険金が支払されます。 注2)事故の発生の目かは、私服・パス・タンー奏をいいままた。最初・それぞれの事業を行う機関によっ て運行される航空機、電車、船舶・パス・タンー奏をいいままた。最初・それぞれの事業を行う機関によっ 行着治安保を受けることができる運送文は総合のサービス内容は近に終了方形保行会社に多いって終済である。 の網を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行、保護大議第12条の3の規定に属くく標準 旅行業的機関集企企業所で乗りの部第2条条件。1項、振行等とある。私しては旅行が返出に電路とく標準

※死亡解除金の受視人は後保険者の法定結構人になります。受視人の施定はできません。 ※土足のケガを着ったとき間に存在していた身体の書を生疾の意識により、また当路事故と関係なく事後に発生 した信害や疾病の影響により、当該事故によるケガが重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する金 額が支払われます。

・海外旅行の場合は、当該カード利用の有無に関わらず自動付帯となります。・国内旅行の場合は、事前に旅費等を当該クレジットカードで払い込んでいただく(注1)ことが前提となります。

	(100場口は、手間に加兵を	航空便遅	正費用(注3)	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
担保項目	乗継遅延 費用	出航遅延・欠航 ・搭乗不能費用	手荷物遅延 費用	手荷物紛失 費用
保険金額	2万円 (1回の遅延の限度額)	1万円 (1回の遅延の限度額)	1万円 (1回の遅延の限度額)	2万円(1回の遅延の限度額)
保険金をお支払いする主な場合	海外旅行において (注) ・	1)、被保険者が旅行 ●搭乗予定の航空便 について、かのい すれいの事力に関い 生じ、日本の一年では、日本の 対から代替にが関い 内に空使が出り、 は、日本の一年では、 ・本のでは、 ・まのでは、	●搭乗する航空便が 目的地に到着して から 6 時間以内 に受託手荷物が目 的地に運搬されな かった場合 ・受託手荷物の中に 身の回り品のうち 不可欠な衣類また	●搭乗する航空便が 目的地に到着して から48時間以内 に受託手荷物が目 的地に運搬されな かった場合 被保険者が携行する 下着・寝間着等必要 は洗面道具、剃刀・ が含まれていた場合
お支払いする保険金	乗継地点において 代替便が利用可能 となるまでの間に 被保険者が実際に 負担した食事代お よびホテル等の客 室料	出航地において代替便が利用可能となるまでの関係に負担した食事が入りません。 ● ホテル等の客室料はお支払い対象となりません。	目的地において被保険者が実際に負担した必要不可欠なな類および生活必需品の購入費用または賃貸費用	航空便の目的地到 着後 96 時間以内 に、目的地において 被保険者が悪いに 負担したが要系可 欠な衣需品の 開表して 活力 開表した 活力 開表して 活力 開表して 活力 開表して 活力 に 表 の 表 の 表 の 表 の 表 の 表 の 表 の 表 の 表 の ま の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、

被保険者が航空便の遅延・欠航あるいは手荷物の配達の遅延・紛失等により負担した一定の費用を補償するものです。 注 1) 一方、日本国内では、次のいずれかに該当した場合に、航空機に関わる遅延に応じて上記の費用保険金か支払わ れます。 3) 航空機に指する前に接保練者がその料金を当該クレジットカードにより払い込んだ場合 5) 被保険条がカート会社を過じて航空機の予約を行い、その料金を当該クレジットカードにより払い込んだ場合 6) 協保条件の事業が直搬行に参加中で、被保険者がその料金を当該クレジットカートにより払い込んだ場合 たたし、海外熱での銀行環境(注2)中、利用する日本国外の航空機に関わる遅延については、海外航空機運延保

ただし、海外所での旅行期間(注注)中に利用する日本海外の別で使用。関わる連結については、海外航空使車は採 注)が表現的では、電影では保険金が変払った。ことはありません。海外航行の目的で日本の住居を批撲してから目 注)がある。 本の住居に開催する者での間で、かつ日本地国日前日の午前の時から日本人国日翌日の午後 12時(24時)まで の間・中とします。だだし、日本地国日から3 ヶ月後の午春 12時でを関係とします。 注3)同様の費用に対し保険金が支払の1る他の保険契約がある場合には、接分して保険金をお支払いします。 ※VISAカードとマスターカードを関方的方の場合でも、支払保険金額は「後々なります。

#### ■保険金をお支払いできない主な事故

#### ①傷害事故(海外・国内共通、国内はゴールドカードのみ)

- 保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失によ る事故
  - 被保険者の闘争・自殺または犯罪行為
  - 被保険者に対する刑の執行
  - 戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事 故
  - 核燃料物質、または核燃料物質によって汚染されたものの放射性・ 爆発性その他の有害な特性による事故
  - ●被保険者の脳疾患・疾病・心神喪失による事故
  - 被保険者が無資格運転中または酒気帯びや麻薬等の影響下で運転中 の事故
  - 被保険者の妊娠・出産・早産・流産
  - 保険金を支払うべき傷害の治療以外の被保険者に対する外科的手術 その他の医療処置
  - |地震・噴火・津波による事故(海外旅行傷害保険は除く)
- 原因がいかなるときでも、童部症候群、腰痛その他の症状を訴えて いる場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のな いもの
- 被保険者が危険なスポーツ活動中の事故

- ▶被保険者が自動車・原動機付自転車・モーターボート等によるレー ス中(レースに進ずるものおよび練習中を含みます。)の事故
- ■公共交通乗用具搭乗中の傷害事故は、公共交通乗用具に乗客として 搭乗中の事故に限られますので、電車・タクシー等から降車した後 の事故は補償されません。(国内旅行のみ)
- ※航空機の搭乗者のときに限り「航空機搭乗者に限り入場が許される飛行場敷地内にいる 間」は補償されます。(施設管理者の事放証明書が必要) ●募集型企画旅行(宿泊を伴うもの)に参加中の傷害事故は募集型企
- 画旅行として集合から解散までの旅行参加中の事故に限られますの で、集合場所へ向かう途中の事故や解散後の事故は補償されません。 (国内旅行のみ)
  - ★既往の身体の障害や疾病の影響により、または当該事故と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、 当該事故による傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する部分についてのみ保険金をお

#### ②疾病治療費用(海外のみ)

- 保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失によ る事故
- 被保険者の闘争・自殺または犯罪行為
- 戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事
- 原因がいかなるときでも、靈部症候群、腰痛その他の症状を訴えて いる場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のな いもの
- 旅行開始前から発病していた疾病、旅行終了後48時間経過後に発病 した疾病
- 被保険者の妊娠・出産・早産・流産およびこれらに起因する疾病
- 歯科疾病 ピッケル、アイゼン等登山用具を使う山岳登はん中の高山病 など ★既往の身体の障害や疾病の影響により、または当該疾病と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、診疾病が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する部分についてのみ保険金をお支払いします。
- 8

#### ③賠償責任(海外のみ)

- 保険契約者・被保険者の故意または重大な過失による事故
- 戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
- ●被保険者の職務遂行に直接起因する事故(仕事上の賠償責任)
- ●被保険者の親族に対して生じた事故
- ●被保険者が使用・管理中の財物に生じた事故
- ●被保険者またはその指図による暴行または殴打に起因する事故
- ●航空機・船舶・車両・銃器の所有・使用・管理に起因する事故 など

#### ④携行品指害(海外のみ)

- ●保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- ●被保険者が無資格運転中または酒気帯びや麻薬等の影響下で運転中の事故
- ●戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事 故
- ●差押、徴発、没収等公権力の行使による事故
- ●自然消耗、性質によるサビ・カビ・変色・ねずみ食い・虫食い欠陥 による損害
- ●汚れ・キズ・塗装のはがれ等、機能に支障がない外観上の損害
- ●置き忘れまたは紛失による事故(置き忘れ後に生じた盗難も含む)
- ●偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故
- ●修理の際に発生する代金引換手数料
- ●被保険者が滞在する居住施設内にあるもの、別送品
- ●商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器等 など \*現金・小切手・有価益券類、切手、預貯金証書・クレジットカード・運転投料証等、稿本・帳簿等、養歯・競技・ コンタクトレス等、動植物、船舶・自動車、危険なスポーツ(朝記※参照)を行っている間の用具等は携行品 に含まれません。

#### ⑤救援者費用(海外のみ)

- ●保険契約者・救援対象者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- ●救援対象者の闘争・自殺または犯罪行為(自殺による死亡を除く)●戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事
- 故 ●救援対象者が無資格運転中または酒気帯びや麻薬等の影響下で運転
- 中の事故(無資格運転・酒気帯び運転中の事故による死亡を除く) ・ 統行関始前から発病していた疾病を原用とする入院
- ・旅行開始前から発病していた疾病を原因とする入院
   ◆救援対象者の妊娠・出産・早産・流産およびこれらに起因する疾病(妊娠・出産・早産・流産による責任期間中の死亡を除く)による入院
- ●歯科疾病による入院

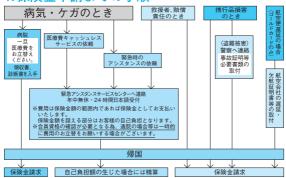
など

#### ⑥航空便遅延費用(海外・国内共通、ゴールドカードのみ)

- ●保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意・重過失・法令違反による事故
- 地震・噴火・津波による事故
- 戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
- ●これらの事由に伴い生じた事故または秩序の混乱に基づき生じた事故

#### ■海外旅行の場合(ゴールドカード・クラシックカード共通)

#### 1. 保険金申請までの手順



<sup>※</sup>帰国後 VJ 保険デスク(三井住友海上) 0120 - 658 - 811・無料(9:15 ~ 17:00年中無休)

#### 2.保険金請求に必要な書類

保険	保険金種類	死亡 保険金	後遺障害	治療費 金用	救援者費用	携行品損害	賠償 強責 金任	(ゴールドのみ) 費用保険金 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	医師の診断書			◎(注1)			◎(注2)	
現	治療費の明細書・領収書			0			◎(注2)	
現地でご手配いただく書類	死 亡 診 断 書	0						
호	事 故 証 明 書	0	0	0	0	0	0	0
~ 記	盗 難 届 出 証 明 書					0		
ارا +-	支出を証明する書類				0			0
だ	示 談 書						0	
*	示談金領収書						0	
類	損害額を立証する書類						0	
	遅延を証明する書類(ゴールドカード)							0
	購入時の領収証・保証書					0		
片	修理見積書・修理費用領収証					0		
で	損害品の写真(盗難以外の場合)					0		
ご王	除 籍 謄 本	0						
記	委 任 状・戸 籍 謄 本	0						
けっ	後遺障害診断書		0					
だだ	印鑑証明書	0	0	0	0		0	
国内でご手配いただく書類	保 険 金 請 求 書	0	0	0	0	0	0	0
<b>音</b>	日本出入国日を証明する書類	0	0	0	0	0	0	0
~~	当該クラシックカードの利用を証明する書類	0	0	0	0	0	0	

<sup>※○</sup>印は原則として必要な書類。○印は場合によっては必要となる書類です。その他、事故内容により別途書類の提出 をお願いするケースがあります。 (注 1)診断書料は解金お支払い対象とはなりません。 治療費が30万円以下の場合は原則として診断書の取付を省略できます。

までご連絡ください。 ※保険金請求の場合、事故日より30日以内にご連絡ください。

<sup>(</sup>注2)対人賠償の保険金請求に必要となります。

## ■国内旅行の場合 (ゴールドカード)

#### 保険金請求に必要な書類

保険金種類保険金請求書類	入院・通院	後遺障害 保険金	死亡 保険金	航空便 保険金				
保 険 金 請 求 書	0	0	0	0				
診療状況申告書	0							
同 意 書	0	0	0					
診 断 書	0							
後遺障害診断書		0						
事 故 証 明 書	0	0	0	0				
支出を証明する書類				0				
遅延を証明する書類				0				
死亡診断書または死体検案書			0					
除籍謄本・相続権者の戸籍謄本			0					
委 任 状	0	0	0	0				
念書			0					
印 鑑 証 明 書	0	0	0					
当該カードの利用を証明する書類	0	0	0	0				

<sup>※○</sup>印は原則として必要な書類。○印は場合によって必要となる書類です。その他、事故内容により別途書類の提出を お願いするケースがあります。 ※保険金のご請求が30万円以下のときは、「診療状況申告書」に記入していただくことで、診断書の取付を省略できます。

サービス内容に関するお問合わせ・アクシデント発生時のご連絡先

#### VJ 保険デスク(三井住友海上)

受付時間/日本時間 9:15~17:00 年中無休

■国内から

1120-658-811(無料)

■海外から

国識別番号 地域内番号 地域内番号 81 - 18 - 888-9225

※ご連絡の際は、カード(カード番号)をお手元にご用意ください。 ※海外からコレクトコールを希望の場合、お客さま自身で事前にコレクトコールをお申し込みください。

## アシスタンスサービス

#### 1. 三井住友海上の緊急アシスタンスサービス 〈年中無休・24時間・日本語受付・無料(注)〉

海外旅行中に不慮のケガや病気に見舞われ、医療施設への緊急移送 の必要がある場合など、緊急のアシスタンスサービスが必要な場合 には、ご滞在地に応じ、各センターへお電話ください。なお、サー ビス対象地域は日本国外です。

三井住友海上の緊急アシスタンスサービスは、国際的なアシスタンス 専門会社である「ヨーロッパ・アシスタンス・ジャパン社」「プレステージ・ インターナショナル村 | と提携して実施しております。

#### 2. サービスの内容

- ケガや病気の場合の緊急アシスタンス
   医師・医療施設の紹介・案内、医療費キャッシュレスサービス、 患者の医療施設への移送、患者の本国への移送、現地での医師の 緊急派遣、医薬品類の緊急手配、通訳の紹介・手配
- ケガや病気により亡くなられた場合の緊急アシスタンス 現地でのご遺体の埋葬、ご遺体の本国への移送
- ●その他のアシスタンス 救援者の渡航・宿泊手配、遭難された場合の捜索・救助

法律上のアシスタンス 弁護士の紹介・手配 など

※アクシデントが発生し、当該サービスをご利用いただく際は、各センター(次ページご参照)へご連絡のうえ、オペレーターの案内に従ってご利用ください。

#### 3. サービスの費用について

- ●アシスタンスサービスの費用は、海外旅行傷害保険で補償される金額 までは保険金として精算いたしますので、会員の皆様の自己負担はあ りません。
- サービスの費用が保険金額を超えたとき、又は費用の一部が保険の対象とならないときは、会員の皆様にお支払いできない費用及びその費用に対するアシスタンス会社の手数料を自己負担していただきます。
- 会員資格の確認が必要となる為、通院の場合等は一時的に費用のお立 替をお願いする場合がございます。

#### 4. ご連絡先

お客さまのご滞在地域により、次ページの電話番号におかけください。 通話料無料(注)でおかけになれます。

(註)滞在の国・地域によっては無料電話に対応していない公衆電話や、接続の際に国 内通話料相当額が必要とされる場合があるほか、電話機種や回線事情によりご利 用になれない場合や、ホテル等客室内の電話からおかけの際、サービス料や利用 料がかかる場合もありますので、ご利用時には現地でご確認ください。また、日 本国内から海外ローミングやレンタル等した携帯電話から無料電話にご連絡された場合、滞在国内通話料相当額がかかりますのでご注意ください。この場合の 通話料及びサービス料・利用料はお客様負担となりますのであらかじめご了承 ください。

<緊急アシスタンスサービスご連絡先> ※ご連絡の際は、カード(カード番号)をお手元にご用意ください。

ご滞在地	電話番号
アメリカ 本土・ハワイ・グァム・サイパン	1-833-950-0895
カナダ	1-833-907-7546
メキシコ	01-800-123-3165
アルゼンチン	0800-777-0121
コロンビア	01-8009-812125
ブラジル	0800-761-0219
ペルー	0800-53-282
シンガポール	800-8110-833
インドネシア	007803-81-1-0040
タイ	1800-011-220
フィリピン	1-800-1-8110328
ベトナム	120-81-047
中国携帯 / 全土	4001-203741
香港	800-90-0364
台湾	00801-81-2778
韓国	00798-81-1-0833
オーストラリア 本土	1-800-718-261
ニュージーランド	0800-64-0365
イギリス	0808-23-44030
イタリア	800-7-89395
オーストリア	0800-298839
ギリシャ	00-800-8113-0139
スイス	0800-89-5961
スウェーデン	020-790-258
スペイン 本土	9009681-92
チェコ	800-144-035
デンマーク	8025-4544
ドイツ	0800-1-80-2244
ハンガリー	06-800-21625
フランス・モナコ	0800-90-8506
ベルギー	0800-1-2561
ポーランド	00-800-811-1221
ポルトガル	800-8-81-055
ルクセンブルク	8002-6036
ロシア	8-800-301-8863
アラブ首長国連邦	800-081-0-0146
イスラエル	1-80-946-5203
全世界(上記電話がご利用いただけない場合)	050-3820-3992

<sup>※</sup>電話番号は最新のものを掲載しておりますが、事務所移転、現地電話番号体系の変更等やむを得ない事情により変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

## 7 お買物安心保険(動産総合保険)

#### 1.補償内容

三井住友コーポレートカード会員が、補償期間中に当該カードのク レジット決済で購入した商品が購入日および購入日翌日(配送等に よる場合には商品の到着日)より200日以内に、破損、盗難、火災な どの偶然な事故により損害を被った場合に補償されます。

※この内容は概要を説明したもので、実際の保険金お支払いの可否は、普通保険約款および特 約等に基づきます。

#### 2. 自動的に補償されます

事前にご通知いただくことは必要ありません。当該カードのクレ ジット決済でお買い上げいただいた商品について、自動的に補償さ れます。

#### 3. 被保险者

三井住友コーポレートカード会員およびこれらの方々から補償の 対象となる商品の贈与を受けられた方。

#### 4.補僧期間

毎年6月1日から1年間でかつ三井住友コーポレートカード会員で ある期間に購入された商品が補償の対象になります(特別な通知が ない限り毎年6月1日以降自動継続となります。)。

#### 5. 期間中の補償限度額

会員1名につき期間中の補償限度額および自己負担額は次のとおり です。

	三井住友 ゴールドカード	三井住友 クラシックカード			
補償限度額	300万円	100万円			
自己負担額	3,000円				
対 象 期 間	購入日および 購入日の翌日より 200 日間				
対象となる利用	海外利用·国内利用	海外利用			

- (注)(1)補償限度額:会員1名につき年間の補償金支払いの限度です。 (2)自己負担額:1等故につき3,000円が自己負担額となります。 (3)対象期間:商品の購入日から始まり購入日の翌日から起算して200日間が補償対 象期間となります。

#### 6. お支払いする保険金の額

当該カードご利用控あるいは購入店の領収書に記載された商品の 購入金額(修理が可能な場合は修理金額か購入金額のどちらか低い 金額)から自己負担額を控除した金額を補償いたします。ただし、 会員1名につき前記補償限度額を限度とします。また、購入した商 品の代金の一部を当該カードのクレジット決済で支払った場合に は、当該カードのご利用控の金額を限度とします。

#### 7.補償の対象となる商品

当該カードのクレジット決済で購入した商品が対象となります。 ただし、次の「補償の対象とならない主な商品」は除かれます。

#### 8.補償の対象とならない主な商品

- ●船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。)、航空機、 自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車、雪上オートバイ、ゴー カート、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、セー リングボード、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品
- ●携帯式通信機器(注)およびこれらの付属品
- (注) 携帯電話・PHS・ポケットベル・ボータブルナビゲーション等をいい、ノート型パソコン・ ワーブロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器は含まれません。
- ●義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの
- ●動物および植物
- ●現金、手形、小切手、その他の有価証券、印紙、切手、乗車券等(鉄道・ 船舶・航空機の乗車船券・定期券、宿泊券、観光券および旅行券 をいいます。)、旅行者用小切手およびあらゆる種類のチケット
- ●食料品
- ●稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの
- ●不動産および不動産に準ずるもの
- ●会員が従事する職業上の商品となるもの
- ●ギフトカードで購入した商品

#### 9.補償の対象とならない主な損害

- 会員または保険金を受取る方の故意または重大な過失または法 令違反に起因する損害
- ●保険の目的の摩耗、使用による品質もしくは機能の低下、虫害、 ねずみ食い、または性質によるむれ、かび、変質、変色、さび、も しくは腐蝕によって生じた損害
- 商品の鍛産、製作の欠陥による損害
- ●戦争、暴動、その他の事変に起因する損害
- ■国または公権力の行使に起因する損害
- ■核燃料物質に起因する損害
- ●紛失または置き忘れ(置き忘れ後に生じた盗難も含む)に起因する損害
- 水災、地震または噴火に起因もしくはこれらに随伴して生じた損害
- 詐欺または横領に起因する損害
- ●故障による損害
- ●商品の誤った使用に起因する損害
- 商品の配送中に生じた損害
- 管球類の単独損害
- 商品機能に直接関係のない汚損、擦損、塗料の剝落、その他外形 上の損傷
- ●楽器の音色・音質の変化、弦の切断等
- 絵画、骨董品等美術品の損害に対する価値の下落
- ●原因のいかんを問わず、温度、湿度の変化または空気の乾燥等により生じた損害
- 商品の保管場所において、事理弁識能力のある満15歳以上の者の 不在時に生じた盗難による損害(不在期間が引き続き72時間を超 えない場合を除きます。)
- ■置き配<sup>(注)</sup>後に被保険者またはその同居人が受け取るまでに保険の 対象に生じた損害

## 10. 保険金請求

- ●補償の対象となる損害が発生した場合は、すみやかにVJ保険デスク(三井住友海上)にお電話にてご連絡してください。
- ●後日保険会社より保険金請求書を送付いたしますので次の「保険 金請求に必要な書類」を添付のうえご返送ください。
- 保険金請求に必要な書類

保険金の種類 保険金請求書類	破損 事故 保険金	盗難 事故 保険金	火災 事故 保険金	その他 の事故 保険金	備考
保険金請求書	0	0	0		必要事項を記入のうえ署 名・捺印ください。
罹災証明および 盗難届出証明書			0		所轄の消防署・警察署で 取り付けてください。
修理費見積書または領収書	0		0	0	修理先または購入先で取 り付けてください。
売上票(お客様控)	0	0	0	0	
損害を受けた対象物(現物)	0		0	0	
損害明細書	0	0	0	0	
損害状況写真	0		0	$\bigcirc$	
その他の関係書類	0	0	0	0	必要な場合は、別途保険会社 よりご連絡させていただきます。

- (注)(1)◎印は必要な書類、○印は場合によって必要な書類です。
  - (2)全損の場合は、原則として購入商品を回収させていただきます。 (3)上記各書類はコピーではなく本紙が必要です。

  - (4)盗難事故の際、警察で盗難届出証明書を発行しない場合は、盗難届出受理番号が必 要となります。
  - (5) 配送後の商品の損害については原則として受領証(商品の到着日を確認)が必要と なります。
  - (6)上記書類が取り付けられない場合やご記入いただいた内容が事実と相違している場 合には、保険金のお支払いができない場合がございます。 ※保険金請求の場合、事故日より30日以内にご連絡ください。

X	Ŧ		

X	ŧ	
		—
		—
		—

本保険についてのお問合せおよび、 万一事故にあわれた場合のご連絡先

## VJ 保険デスク(三井住友海上)

#### ■国内から

0120-658-811(無料)

#### ■海外から

国識別番号 地域番号 地域内番号 81 - 18 - 888-9225 (海外からコレクトコールを希望の場合、お客さま自身で事前にコレクトコールをお申し込みください。)

受付時間/日本時間 9:15~17:00 年中無休 ※ご連絡の際は、カード(カード番号)をお手元にご用意ください。

- ▶本サービスは、カード会社を保険契約者とし、三井住友カード会員さまを被保険者とする保険契約です。
- ▶本手引はお持ちのカードに付帯されているカード付帯保険サービスの概要についてご説明させていただいたものであり、実際の保険金お支払いの可否は普通保険約款および特約等に基づきます。
- ▶カード付帯保険サービスの内容は予告なく変更される場合がございます。 あらかじめご了承ください。

# **✓** SMBC 三井住友カード株式会社 本保険サービスのご案内は、お持ちのカードに付帯 させていただいている保険サービスの概要について ご説明させていただいたものです。実際の保険金 お支払いの可否等は、普通保険約款および特約等に 基づきます。なお、保険サービスの内容は予告なく変更

される場合がありますのであらかじめご了承ください。

三井住友海上火災保険株式会社

引受保険会社

2025年5月 (492952)